

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 5 年 8 月 2 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナン PRO 中田店

仙台市太白区中田五丁目 1 7 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アイリスプラザ 代表取締役 大山晃弘

仙台市青葉区中央二丁目 1 番 7 号

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	建物東側(8 添付図 4 参照)	20 台
駐輪場 2	建物北東側(8 添付図 4 参照)	34 台
合計		54 台

※新設届出当時は、自動二輪車専用駐輪場は届出対象外とされていたため、駐輪場 3 は届出されていない。

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	建物北東側(9 添付図 5 参照)	20 台
駐輪場 2	建物北東側(9 添付図 5 参照)	33 台
駐輪場 3	建物北側(9 添付図 5 参照)	6 台
合計		59 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	7 : 0 0	2 1 : 0 0

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	6 : 3 0	2 1 : 0 0

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	6 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	6 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0

3 変更する年月日

駐輪場の位置及び収容台数……………令和6年4月1日

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻…令和5年8月30日

来客が駐車場を利用することができる時間帯……………令和5年8月30日

4 変更する理由

小売業者変更に伴い、店舗計画を変更したため

5 届出年月日

令和5年7月31日

6 縦覧場所

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・雇用支援課

7 縦覧期間

令和5年8月2日から令和5年12月2日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

8 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部商業・雇用支援課)